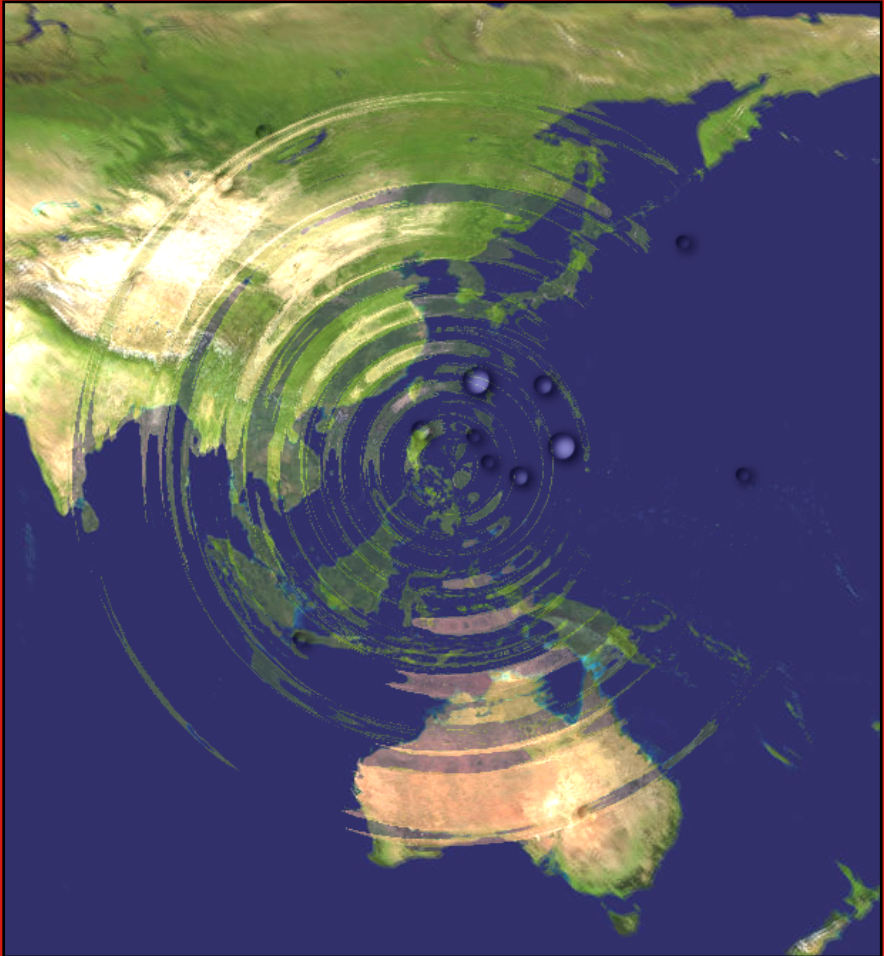


南山大学社会倫理研究所「公正と平和」叢書
日豪合同ワークショップ (2005.9.12-15) 報告書

アジア太平洋の安全保障

9.11 事件以降



ミカーリス・マイケル、ラリー・マーシャル、マイケル・シーゲル著
中野涼子 訳

本書の概要

9.11 事件以降のアジア太平洋地域の安全保障を図るには、人間の安全保障の確保、自然環境における持続可能な社会の成立、民主主義を基盤とする平和構築など、幅広い分野で多くの課題に取り組む必要がある。

第二次世界大戦後、アジア太平洋地域は冷戦における覇権と対立を経てきたが、冷戦の終了により、状況はむしろ複雑化し、地域は依然として多くの危機を抱えている。しかし、現在の状況において、公正な社会と平和の構築に向けて包括的なアジェンダを設定する機会も与えられていると考えられる。

アジア太平洋地域諸国が現在の状況に対応するには、地政学的現実に対応していなければならない。それは特に、現代世界の特徴である多極的性質に適した政策を重視することを意味するのである。そこで、大国との二国間の関係と地域の多国的体制への参加という二つの作戦の兼ね合いが難しくなり、その優先順位を決めるのが課題となる。

現在の状況に関して次の見解を持つこともできる。

- ・ 9.11 事件以降の米国の一国主義がこの帝国の衰退を意味している。
- ・ 中国経済の驚くべき成長は、脅威の側面よりむしろ建設的な側面を示している。

このような状況においては、地域のパワーである日本とオーストラリアにとっての最善の道は、包括的安全保障のための新しい地域的、世界的インフラストラクチャーを整備するよう、ASEAN プラス 3 と ASEAN 地域フォーラムにおいて他国と協力することであろう。

また、日豪両国を含めてすべての国において、行政、経済界、市民社会という三つの部門がそれぞれの視点の違いを活かして互いに協調し、協力して、地域および世界が抱えている問題に取り組むことが 21 世紀における平和と公正の形成に必要不可欠である。それこそが 21 世紀の初頭に人

類の前に立ちはだかる脅威——地球温暖化、環境破壊、核兵器やその他の大量破壊兵器の拡散、新しい疫病、拡大していく貧富の差とそこから生ずる諸問題——に直面して未来を切り開く道である。

3つの重要な課題

- ① 重要な役目を持っている国連やその他の国際機関を改革し、再興すること。
- ② 新たな危険な核競争を避けるため、国連や他の世界的・地域的フォーラムをとおして、国際社会を動員すること。
- ③ アジア太平洋地域において既に存在する機関を再生・再活用して、新たな地域体制を建設すること。これには、公的機関の決定のプロセスを監視し、その説明責任を明確にするように、市民社会の声を取りこむ必要がある。

前書き

ワークショップについて

2005年9月12日から15日までの4日間、南山大学にて、日豪両国の国際関係を取り上げるワークショップが行われた。このワークショップには学者と専門家を、オーストラリアから6名、日本から7名（日本在住オーストラリア人1名を含む）、そしてアジアから2名招いて、日本とオーストラリア両国の国際関係（主に2001年の9・11事件以降の関係）について議論を行った。テーマは「9・11事件以降の世界における公平と平和を求めて——日本とオーストラリアのためのオルタナティブを構想して」であり、議論の前提となっていたのは、両国の置かれている状況が、例えば米国との関係、対テロ戦争、アジアとの関わりなどの点で非常に類似しているという理解であった。ワークショップの目的は、アジア太平洋地域と世界の安全およびより公平な国際秩序形成に、日本とオーストラリアがより効果的に貢献できる道を探ることであった。

ワークショップの詳細については <http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/ajworkshop/> をご覧いただきたい。

本報告書について

ワークショップ中、オーストラリアからの参加者2名（ミカーリス・マイケルとラリー・マーシャル）は議論の内容、特にその要点を記録するという役割を担い、ワークショップ後はその記録をワークショップの報告書としてまとめた。その報告書は「Securing the Region Post-September 11」という題名でオーストラリアのラートローブ大学社会科学部の政治プログラムによって2005年12月に発行された。

本報告書は「Securing the Region Post-September 11」に基づいて作成されている。まず「Securing the Region Post-September 11」が中野涼子によって日本語に翻訳された。さらにそれに対してマイケル・シーゲルが日本の読者を対象に重要だと思われる内容を加筆し、ワークショップ参加

者と南山大学社会倫理研究所のスタッフと共同で推敲を行って本報告書を現在の形にした。

本報告書の目的は、ワークショップでの議論の内容、特にワークショップ中に浮き彫りにされた問題意識およびワークショップにおける報告や議論から生まれた提言をできるだけ包括的かつ簡潔に提供することである。ただし、本報告書は、あくまでも議論全体の要旨であり、必ずしも参加者個々人の意見を反映するものではない。

本書の作成に当たり、ミカーリス・マイケルとラリー・マーシャル著の「Securing the Region Post-September 11」の内容を伝えるため細心の注意を払った。また、翻訳者の中野涼子を始めワークショップの参加者と南山大学社会倫理研究所のスタッフの協力を受けている。しかしながら、本報告書に関する文責はマイケル・シーゲルにある。

なお、本ワークショップ開催に当たり開催趣旨に賛同された株式会社リオンナイと大幸財団からは、資金援助を賜った。ここに関係者を代表して謝意を記す。

マイケル・シーゲル

目 次

はじめに	1
1. 米軍の駐留—利点と問題点	3
2. 中国の台頭—歓迎すべきか危惧すべきか	6
3. 日本とオーストラリア—地域における部外者か	9
4. 世界規模の多国家的体制の再考	12
5. アジア太平洋における多国間主義	15
6. 市民社会—重要なパートナー	18

はじめに

アジア太平洋地域内の国際関係は 1960 年代以降、特に経済の領域において、著しく緊密化してきた。経済、政治、外交等のほかに、文化的交流も多く行われてきた。しかし、多くの交流にもかかわらず、過去についてのわだかまり、現在の利害関係、そして文化のおよび宗教的相違から生ずる仲たがいや摩擦が、相互の信頼と理解に支障をきたしている。アジア太平洋地域の人々の前には、国内紛争、国家間の緊張、経済の不安定、核拡散など、多くの複雑で深刻な問題が立ちはだかり、戦争勃発の火種になりうる状況も多々ある。

過去の戦争や不正に関する記憶と過去の事件に関する歴史理解の違いによって協調や和解が妨げられているだけに、共に過去を反芻し話し合うことは、政府間レベルだけでなく、学者や市民社会レベルでも必要不可欠である。このような話し合いが成立するには、それを促進していくための具体的な仕組みが設置されなければならないであろう。

南山大学社会倫理研究所、ラトロープ大学社会科学部、南山大学アジア太平洋研究センターの主催による日豪合同ワークショップでは、日豪やアジア太平洋地域の他の国から各界で活躍している学者、専門家、市民グループの代表者が集まり、アジア太平洋地域の将来およびその将来に向けての日豪両国のかかわり方について議論を深めた。

冷戦後の世界はグローバリゼーションと、近年では対テロ戦争に特徴づけられている。この新しい状況においても、日豪両国は冷戦時代のように世界唯一の超大国との同盟関係を最重視している。しかしその同盟関係によって地域諸国との関係がいつそう疎遠になっているのが現状である。

この状況の中で両国が採る政策は両国の将来だけでなく、地域および世界のこれからの安定と発展に大きく影響する。これこそがワークショップの背景にあった問題意識である。

ワークショップの目的は次のとおりであった。

- ・ 世界的および地域的な安全保障を考慮し、公正と平和のより有効な

基盤となるビジョンを模索すること

- ・ その目的に向けて両国が抱えている課題に関して、長期的に実現可能な方針を提案すること

つまり、ワークショップの目的は両国が抱えている課題を浮き彫りにし、その解決に向けた基本的方針をできるだけ明確にし、その上でいくつかの具体的な行動のための指針を提言するということであった。

この報告書では、ワークショップの議論を踏まえてアジア太平洋地域における米国と中国のかかわりを考慮したうえで、日豪両国のかかわり方および地域の望ましいあり方を検討し、いくつかの具体的な指針を提言する。この報告書の提言が地域および世界の安全と社会や経済の持続可能性のための政策設定に貢献することを願ってやまない。

1. 米軍の駐留—利点と問題点

第二次世界大戦後のアジア太平洋では、特に冷戦が継続していた間、米軍の駐留が地域の安全保障の中心的な役割を果たしてきた。この米軍の駐留は、常に物議をかもしてきたが、9.11 事件によってさらに複雑な状況になった。その事件に端を発した世界情勢において、地域の政治指導者は、不透明で矛盾のある状況の中で戦略的な選択を迫られている。その不透明性の原因の一つは米国の役割と力に対する疑いから生じるものである。

米国のパワー：向上、継続、それとも衰退？

9.11 事件以降、米国が対テロ戦争に乗り出したが、これは 21 世紀における米国のパワーに関する議論が浮上するきっかけとなった。ジョゼフ・ナイやマイケル・コックスなどの学者は、対テロ戦争によって、1990 年代に米国が形成した有利な立場が固定化され、米国のパワーの確立がいつそう進んだと論じる。9.11 事件以降、米軍基地のネットワークをスエズから中東、中近東、太平洋まで布くことによって米国がその軍事力を地球規模に広げることができたということが理由である。

しかし、これとは反対の見方によると、米国の軍事的、経済的、そして特に政治的影響力はむしろ衰退している。実のところ、冷戦が最も緊張していた時に比べて、世界における米駐軍の数は半分となっている。米国がミサイル防衛や宇宙の軍事開発のような高度技術を頼りにした政策を進めているとは言え、これは通常軍事力の衰退を補うに及ばないと見られているのである。

より重要なことは米国の経済力の衰退である。これを示すものとして、2004 年の 4 兆 2 千 7 百億円にものぼる連邦予算の赤字がある。それに加えて、貿易と通常予算における二重の赤字が存在する。2004 年には、米国の通常予算の赤字は、GDP の 6 パーセントにも上った。これはレーガン政権の時代に比べて約 2 倍の大きさである。

なお重要なのは政治的影響力の衰退である。イラク攻撃とその後の不安定な占領は、米国の帝國的な拡張に伴う軍事的および経済的コストを膨張

させたのは確かだが、それより重要で最も致命的な損失は政治におけるものである。偉大な文明は、単にその軍事力や富によってではなく、その思想の影響力によって判断される。この点に関する米国の影響力の衰退を示すものとして、米国が対テロ戦争の一部として 2003 年に行ったイラク攻撃への世界規模の反対が挙げられる。イラク攻撃の直前、米国の中核的な同盟国であるヨーロッパ諸国を中心に国連安全保障理事会から米国が受けた反発は、米国がかつて経験したことがなかったほどのものであった。ある程度の反米思考は以前からあるが、それはイスラム世界やアフリカ、ラテン・アメリカなどの多くの地域、さらに米国の伝統的な同盟諸国においても明らかに強まりつつある。9.11 事件の直後には米国が世界中から同情と協力を受けたにもかかわらず、その支持を維持することができず、イラク戦争と対テロ戦争によって、国際社会における米国の信頼度が著しく低落している。

米国への期待

アジア太平洋における米軍の駐留は、過去 30 年において、東アジアの経済発展のための安定と生存に必要な「酸素」を提供してきたという見方がある。さらに、冷戦が終了して以降、この地域が抱えている新しい問題のために、その駐留がいっそう重要だとみなす理論もある。その理由は冷戦終了によって地域的、民族的な対立への歯止めが取り払われたことにある。たとえば、朝鮮半島では、冷戦後こそ紛争の契機が増大している。アジア太平洋地域には、NATO のような集団的防衛機関がないので、地域における米軍の駐留が減少すれば重大な安全保障の空白が生じるだろう。この見方によると、米国が中国の経済的・軍事的台頭に対する唯一の信用できる対抗者なのである。

米国への危惧

しかし他の見方もある。米国のかかわり方は、この地域の安定化にますます役立たなくなっていくだろうという見方である。東アジアには米国と関連する緊張の要因として、たとえば次のものがある。

- ・ 中国は米国および西洋諸国と良好な関係を保つよう注意深く行動

しているように見受けられるが、米国側から対立的な、時として挑発的な姿勢をとることがあること。

- ・ 北朝鮮は米国の政策決定者を苛立たせ、核放棄を拒否することで米国の覇権に挑戦し続けていること。

これらの状況に対処するには米国の手腕が問われる。

また、米国が、日本の軍事化を奨励することで緊迫感をいっそう高め、中国から反発を呼び起こすであろう。その結果、「中国の脅威」という見方が自己成就的予言になる危険もある。

対テロ戦争はこの地域の意見を二分している。すなわち、米国の反応に寄り添う者と、逆にそうすることが東アジアに住む人々のためにならないと考える者の二派に分かれているのである。イラク侵攻の前に国際的合意を得られなかったこと、大量破壊兵器を見つけるに至らなかったこと、そして占領時に多大な抵抗を引き起こしていることは、米国が対イスラムのキリスト教「十字軍」として行動しつつあるというイメージを作り出した。多くのイスラム教徒が住んでいる地域において、このことは重大である。

米国に対してこのような懸念を持つ人たちは、日豪両国の米国との関係についてもかなりの懸念を抱いている。日本とオーストラリアは米国と特別な関係を結ぶことにより、この地域の「補佐官」として振舞ってきた。両国は、米国との同盟に沿って、先制攻撃を肯定するような発言をし、また先制攻撃の可能性を含む政策を採る可能性をほのめかすことで、隣接諸国から疎遠となるリスクを犯している。

2. 中国の台頭—歓迎すべきか危惧すべきか

中国の経済的・軍事的発展がアジア太平洋地域に何を意味するのか、懸念する人は少なくない。しかし、中国の発展が必ず脅威を意味するのだとは限らない。

近年における中国の経済成長、10 億ドル単位の貿易黒字および国際市場への著しい浸透は、米国やアジア太平洋における他の重要な利害関係者にとって、魅力的ではあるが、同時に増大していく不安の材料ともなっている。この新しい中国を封じ込めるための綿密な戦略を立てようとする者もいる。

中国に対する批判

中国に対する否定的な見方は、主に次の事柄に関するものである。

- ・ 人権面での中国の対応の乏しさ。
- ・ 中国が隣接諸国に対して軍事的な脅威をもたらすかもしれないという恐れ。
- ・ 中国の経済的勢力の発展が、現行の世界経済体制を大きく脅かすのではないかという危惧。

中国の政治システムに向けられた多くの非難には、否定できない部分が多々ある。例えば、中国国民の市民的・政治的権利を十分に尊重していないこと、経済的・社会的格差がいまだに大きいこと、そして環境汚染や環境破壊が急速に進んでいることが挙げられる。

台湾問題も心配の種である。中国は台湾の分離独立を絶対に認めないと常々明言してきた。中国の台湾に対する強固な姿勢は、好戦的な態勢の証明であると見る者もいる。北京、台北、ワシントンの間での何らかの食い違いによって緊張が高まり、それまでくすぶっていた火種が紛争に到するという可能性がいつでも存在しているのである。他の国々もこの大火に巻き込まれる可能性もある。

さらに、中国の軍事支出が増加していることも確かである。少なく見積もっても、公式の算定で 2005 年度の軍事費は 290 億ドルである。

しかしながら、これは米国の 2005 年の軍事予算の 4000 億ドルに比べれば小さい額である。日本の軍事支出も同年度 470 億ドルに達し、中国のそれをかなり上回っている。

それに、国際関係において中国の役割は一般的に穏当で、多くの場合は建設的なものである。経済面に関しては、中国の見解では、そのグローバル市場への浸透は米国が訴える為替相場の不当な引き下げによるものではなく、豊富な熟練労働者の働きによるものだということである。また中国の立場からは、摩擦の要因となっているエネルギーの獲得は正当な経済活動であり、これを含めて西洋諸国との貿易関係における問題は交渉によって解決されるものである。

対応の指針：協調を目指す外交

アジア諸国の経済関係における相互依存が増大していく中で、ある程度の摩擦が生じることは避けられないだろうが、それならなおさら慎重な対応が求められる。それゆえ、中国との相互的信頼関係を築くことは重要である。

協調的なアプローチの必要は、安全保障の問題において最も顕著である。中国は軍の近代化プログラムと共に、多国間主義的な協調外交を発展させている。北京は次の対策を採ってきている。

ワークショップの見解と提言①

- ・ 地域的・世界的な（経済、政治、安全保障にかかわる）機関において、中国の指導力は歓迎され、また奨励されるべきである。
- ・ 中国との貿易・投資の緊密化は、この地域の包括的安全保障の体制を築くために役に立つと見るべきである。
- ・ 日豪両国は、政府間レベルも非政府間レベルも、米国とは独立した形で（そしておそらく ASEAN プラス 3 の枠組みの中で）中国との相互信頼と協力の基礎を築く必要がある。
- ・ 中国は朝鮮半島の危機において建設的な仲介の役割を担うべきである。
- ・ 中国と台湾はその紛争解決のための組織的な話し合いをすることが強く望まれる。双方は紛争へ導く一方的な行動を取るべきでない。

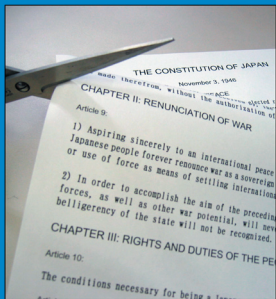
- ・ EU との緊密な関係を築いてきた。
- ・ ASEAN プラス 3（中国、韓国、日本）の枠組みを形成するように努めた。
- ・ ASEAN と友好条約を結んだ。
- ・ 東アジア共同体サミットへの足がかりを作った。
- ・ インドとの 50 年にもわたる緊張関係を克服した。
- ・ 中央アジアの最初の多国籍機関である上海協力機構 (SCO) を率先して設立した。

「憲法第九条に関する一考察」とは、ワークショップの議論の過程で話題に上った日本の憲法第九条に関する議論をマイケル・シーゲルが取り出してまとめたものである。特に海外からのワークショップ参加者が憲法改正に関して持っている強い関心と見解を伝えている。

Some Considerations Regarding Article 9 of the Japanese Constitution

based on the discussion at the Joint Australia-Japan Workshop 12-15 Sep, 2005

Michael Seigel

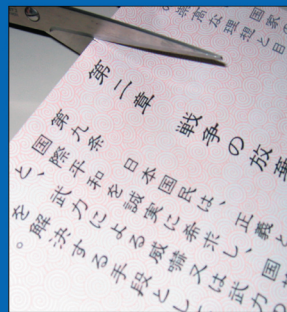


Nanzan University Institute for Social Ethics

憲法第九条に関する一考察

—日豪合同ワークショップ (2005.9.12-15) 討論を受けて—

マイケル・シーゲル



南山大学社会倫理研究所

「Some Considerations Regarding Article 9 of the Japanese Constitution」はその英語版である。

詳細は南山大学社会倫理研究所へお問い合わせください。

<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/ajworkshop/>

3. 日本とオーストラリア—地域における部外者か

今日、日本とオーストラリアは際立って類似した状況に置かれている。両国が共有する状況はたとえば次のようなものがある。

- ・ アジア太平洋地域において経済が最も発達した国であること。
- ・ 冷戦後も引き続き米国との同盟を安全保障の基盤としていること。
- ・ 文化的にも政治的にも、地域の周辺部にあること。

対テロ戦争

日本政府とオーストラリア政府はともに米国との同盟（日米安全保障条約と ANZUS 条約）を防衛の主要な柱とみなしている。9.11 事件以降、両政府は米国の政策への批判を慎重に避け、当初から対テロ戦争を応援し、これに協力した。米国政府へのあからさまな追従のために、ハワードと小泉両首相は、国民から嘲笑をもって見られていた。対テロ戦争においては、米国への追従により、二国はテロリズムによる脅威の対象となってきた。オーストラリアの場合、オーストラリア市民を目標とするテロ攻撃がインドネシアで起き、日本の場合は、市民がイラクでテロの標的となった。

日豪の安全保障関係

太平洋の両端を結ぶ軍事体制は、日米安全保障条約と ANZUS 条約のほかに、フィリピン、韓国、台湾、タイの米国との二国間取り決めによって形成されている。しかし、このたくさんの二国間の同盟の中で、現在では、アジア太平洋における米国の戦略的・外交的駐在の要をなしているのは、日本とオーストラリアである。

近年では、日豪の間でも安全保障の緊密なやり取りが行われている。拡張的な情報交換と二カ国の防衛庁の高官レベルの戦略的交流、海上軍事協力、および日本の偵察衛星プログラムへのオーストラリアの支持がそのやり取りの中心である。両国の関係が特に安全保障の面で親密になってきていることに鑑みて、アジア太平洋地域において重要なパワーである日本とオーストラリアは、単独もしくは共同で、より効果的な地域の安全と協力のためのシステムづくりにどのように貢献できるか検討する必要がある。

日本の軍事力の対外姿勢：憲法第9条

今日、戦後に作られた日本国憲法第9条の改正の可能性が話題になっている。この条項は、日本の国際関係、特にアジアの隣接諸国との関係において日本が侵略や武力行使の意図を持たない保障となっており、それらの国との関係の基盤をなす重要なものである。憲法第9条の改正により、日本が東北アジアでの軍拡競争に拍車をかけ、日本をかえっていっそう無防備にし、米国への依存を減らすよりむしろ増やすのではないかという懸念がある。

憲法改正の提唱者は、次のような主張をする。

ワークショップの見解と提言②

オーストラリアと日本の安全保障関係は、概して、国民の目から離れたところの官主導で発展してきた。問題は、この関係があまりにも軍事的、防衛的になりすぎる危険があるということである。二つの社会の間の絆は多元的なものであるのが望ましく、経済と軍事だけに偏った関係では両国の国民の関係は密接にならない。今日の安全保障政策は、一般の国民の関与を含めた総括的な議論の上で継続的に再構築されなければならない。そのために情報が国民に十分に提供されなければならない。

日本とオーストラリアの両政府と両市民社会は、次の点について選択を考え直す必要がある。

- ・ 米国との関係
- ・ アジアとの関係
- ・ 世界および地域における多角的な機関との関係

アジア太平洋地域国家としての日本とオーストラリア

最近まで、オーストラリアは国際センスをもった国家とみなされてきた。9.11事件以降、そのイメージは曇っている。日本の場合、その将来的な役割とアイデンティティは、再軍備、孤立主義、平和主義という三つの相反する方向性の間の舵取りによって決まる。

日本とオーストラリアは、近隣諸国および友好国と連携しながら ASEAN と協力し、平和維持や平和醸成のメカニズムとプロセスをこの地域で進める積極的な役割を果たせるはずである。

- ・ 憲法は米国占領時代の遺物であり、現在の状況に適用できるものではない。
- ・ 憲法は押し付けられたので、日本のアイデンティティを表現するものではない。
- ・ 平和維持や集団安全保障への参加のために変更が必要である。特に、日本が国連の安全保障理事会の常任理事国入りを目指すには、国連の平和維持活動に参加できる態勢を整える必要があり、そのために憲法改正が必要である。
- ・ 米国の戦略的な優先事項と戦闘配備にさらに歩調を合わせるために憲法改正が必要である。
- ・ 北朝鮮と中国からの軍事的脅威に対して、日本は防衛を強化する必要がある。

しかし、注目に値する他の見方もある。

- ・ アジア太平洋地域において日本の自衛隊が脅威とみなされないために、憲法第9条は引き続き重要である。
- ・ 憲法第9条の改正は、日本の平和維持の役割を逆に弱め、国連安全保障理事会の常任理事国入りの見通しをもむしろ悪くする。常任理事国入りには地域的な同意と中国の支援を要するからである。
- ・ 過去からの後遺症に対して建設的に対処するには、現在の日本が軍事力を行使するような国家ではないという認識を、地域から得る必要がある。憲法第9条はそのような保障を提供するものである。

日本国憲法・第9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

4. 世界規模の多国家的体制の再考

国民国家は国内外において国家主権を衰退させる様々な課題を抱えている。国民国家の衰退は、逆説的に、国家中心の機関として建設された国連にも影響を与えている。

ームスタッフ・パシャ

国連の役割の強化

冷戦後、高額な核装備が解体されたため、「平和の配当」が期待された。国連を中心にするより平和的な「新しい国際秩序」に希望が抱かれていたのである。そこで、国連憲章に沿って、国際社会のためにのみ軍事力を使用する体制を目指すために、各国が国連を基盤とする「集団的安全保障」の確立に協力するよう奨励されることになった。

しかし、ソマリア、コソボ、ルワンダで数珠繋ぎに起こった危機によって、より結束力のある平和な世界共同体への夢が破綻し始め、2001年9月11日に起きた米国へのテロ攻撃によってその夢は完全に崩壊してしまった。時代は劇的に対テロ戦争へと推移した。

国連は現在、危機の状態にある。しかし国連はこれからいっそう重要な役割を持つことになる。したがってその改革と活性化が必須である。冷戦終了後の一連の複雑な国際危機に効果的に対処することができるよう国連が再編されなければ、国連は無意味な存在へと転落していく恐れがある。

問題の一つは、現在期待される国連の役割に矛盾が生じていることである。一方では内政不干渉が国家間の伝統的な本質的な規範であるのに、他方では内戦や国際紛争の際、国連の介入が期待されるようになっている。ソマリア、コソボ、ルワンダ等で起きたような惨事では国際平和と安全を維持していくため、多国家的な介入が不可欠であり、国連がその指揮を執る責任を持つべきだという認識が広がっている。これは伝統的な不干渉原理と矛盾する。極端な人道危機の際、介入が不可避だという理論は説得力があるが、その難しさを軽視すべきではないし、人道的介入の名目で利害関係に基づく理由で介入が行われる可能性もあることを忘れてはいけない。

国連が抱えている問題は次のものがある。

- ・ 米国の一国主義。
- ・ 米国の友好国や同盟国の多くが、多国間主義と国際法を十分に遵守していないこと。
- ・ 大国をはじめとする国連の加盟国が、国連委任統治の外での武力行使を退けるのに消極的であること。

ワークショップの見解と提言③

グローバル・ガバナンスの体制と枠組みが考え直されねばならない。この重要な課題を実現するために個々の国と ASEAN のような地域的機関が取り得る具体的なステップは、たとえば以下のようなものがある。

- ◎ コフィ・アナン国連事務総長下の国連改革諮問委員会の報告書とそれに続く事務総長自身の「より大きな自由を求めて」によって奨励された大規模な改正案を注意深く吟味すること。具体的に次のような方策が勧められる。
 - ・ 国際的な人権体制とその監視力を強めること。
 - ・ 人道的な大惨事に対する国際社会の軍事的介入を監視するための、厳しい原則を打ち出すこと。
 - ・ 国連の平和維持活動を監督するための正当性と説明責任の原則をより明確に打ち出すこと。
- ◎ 国際関係において国連総会の役割と規範的権能を再提言すること。
 - ・ 「ミレニアム開発目標」を実行するために、目標に向けた具体的措置をとること。
 - ・ 市民社会の関心、洞察、ノウハウを取り込んだ、効果的で透明性のある代表者フォーラムを国連の組織に設立すること。

国連と核拡散

国連安全保障理事会の 5 つの核兵器保有国に、4 つの新しい核保有国（イスラエル、パキスタン、インド、北朝鮮）が加わっている。その核拡散のプロセスには次の状況が伴っている。

- ・ 核兵器も核兵器による威嚇も使用しないという過去の公約は、消滅しつつあること。

- ・ 2005 年の核不拡散条約 (NPT) 再検討会議は、核保有国が否定的な態度をとったため合意に達しなかったこと。
- ・ 米国と英国は、核拡散への対処に軍事的・先制攻撃的手法を取る可能性があることをほのめかしていること。
- ・ 現在、核兵器保有国が所在する地域 (中東、朝鮮半島、台湾、カシミールなど) で地域紛争が多数起きている。これらの地域では、地域の危機が核による大虐殺につながり、地域的・世界的惨劇を招く可能性がある。

日豪両国に対する提言

- 1) 国際的な武器管理と核不拡散の過程を活気づけるために軍縮を目的とする第 4 回国連特別総会の開催を推進すること。
- 2) 「拡散安全保障イニシアチブ (Proliferation Security Initiative)」を批判的に見直すこと。2003 年にブッシュ大統領によって設置されたこのイニシアチブは国連安全保障理事会の多国家的な枠組みの外で起こっているため、証明されていない情報に基づいた一方的な行動を促す危険性があるからである。
- 3) 特に、核不拡散条約 (NPT) を批准していないイスラエル、インド、パキスタンに働きかけ、NPT を世界規模のものにすること。
- 4) 戦略的攻撃削減条約 (SORT) の改正を支援し、核兵器を削減すること。
- 5) 核兵器関連の資材の管理と削減の措置を設定すること。
- 6) 2000 年の NPT 再検討会議における効率的な役割を果たした「新アジェンダ連合」(NAC) に参加すること。
- 7) 包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効とそれに至るまでの核実験モラトリアムを支援すること。
- 8) 小火器移送や生物化学兵器、偶発的核戦争の脅威、非国家アクターによる核拡散などの重要な問題へ同じ懸念を抱いている諸国家、CTBT の施行を目指す諸国と会議を開催すること。
- 9) 安全保障政策から核兵器の役割を一切排除すること。

5. アジア太平洋における多国間主義

世界レベルでの国連の活躍と同様に、アジア太平洋地域では、この地域特有の多国家的機関（ASEAN、ASEAN 地域フォーラム等）は、21 世紀の人間の安全保障のためにいっそう活躍する必要がある、これらの機関を通して効率的な安全保障と平和構築の基盤を設けることが重要である。

アジア太平洋に新しい地域主義をつくるには、既存の機構を再生・活用することが必要である。そのために、急速に変化する世界状況、すなわち明白な形で一層多極化していく世界を視野に入れる必要がある。

重要な課題

ASEAN のような地域的機関は、惨劇を招くような新たな核軍備競争を回避するよう、国連や他のフォーラムを通して国際社会を動員する重要な役目を持っている。

現存する地域的機関

グローバリズムと共に、地域主義が成長を見せている。冷戦後のアジアにおける重要な地域的機関としては、以下のものがある。

1. ASEAN（東南アジア諸国連合）：東アジアの多国間主義の主要な原動力であり、地域主義へのアプローチは独特である。長期的な目標、非公式な構造とプロセスの重視、全会一致的な決定過程、安全保障の包括的見解、加盟国の国内事項への不干渉の原則などに重点を置く。
2. ASEAN プラス 3：ASEAN の 10 カ国に中国、日本、韓国を含めたものである。その存在自体が「汎アジア」的な意識の成立と東アジアの経済的自立を反映するものである。
3. ASEM：アジア欧州会合（EU と ASEAN プラス 3）は、商業、金融、技術、文化の面においてこの二つの地域のより緊密な関係樹立を目的とする。
4. ARF（ASEAN 地域フォーラム）：アジア太平洋における多国家的な安全保障協力の構造の中心である。
5. APEC（アジア太平洋経済協力会議）：オーストラリアと日本のイニシアティブで設立された、貿易自由化を目的とする機関である。

アジア太平洋体制の再構築の提言

現行の地域枠組みには、より確固たる規範的な基礎、より強い組織的な基盤、およびより首尾一貫した役割が必要である。特に次の三つは重大である。

- ・ 包括的安全保障の概念を認識すること。
- ・ 人間の安全保障と民主主義による平和を基本方針とすること。
- ・ 新しい地域的体制が米国や中国の「覇権的統治」を受けないこと。

このような規範的枠組みは、正式な憲章に基礎的概念を入れることで、最も効率的に成立するであろう。憲章は ASEAN の友好協力条約を基盤とし、以下の内容を入れて、国際的行動の規範を明記すべきである。

- ・ 国家間関係の緊張と不確実性を緩和するために、二国間の公式な取り組みのほかに、多国間および非公式なレベルの手段（トラック 2、トラック 3 の外交：20 ～ 21 ページ参照）を実施するという公約。
- ・ 二国間、あるいは地域的な紛争などの問題に対応する現行の地域的制度の改善。それに、諮問的・仲介的なプロセスへの指示。
- ・ 国家の行動と統治のすべてのレベルにおける説明責任のメカニズム構築の要石として、社会、経済、文化、市民、政治における基本的な権利を含む人間の尊厳の尊重。

これらの地域的機関に立ちはだかる挑戦と課題

ASEAN プラス 3：包括的安全保障の問題に対処することができるかどうか。

主要なパワーと影響力を持つ中国、日本、ASEAN という三つの勢力の間で、建設的な関係を作ることが課題である。

ASEM：異なる文明間で、人権に関してより成熟した話し合いを行いうるか。米国一国主義の伸張を止めるようなアジアとヨーロッパの協力的関係を促進することが一つの課題である。

ARF：非伝統的な安全保障の問題（環境、海賊、トランスナショナルな犯罪、人権）がますます重要な課題になっていく。この状況の中で信頼醸成、紛争予防、紛争解決にどう立ち向かうかが問題である。

APEC：以下のような重要な改善が必要である。

- ・ APEC の担当領域を再検討し、その焦点を貿易や投資の自由化以上のものへと拡大すること。

- ・ 経済政策に影響を及ぼす非伝統的な安全保障の問題（環境、エネルギー安全保障の発展、労働移民、労働法、薬物密売）に、一層取り組むこと。
- ・ 長期的には、市民社会の発展が重要となってくるので、市民社会の諮問委員会、貿易団体の諮問委員会、NGO の実質的な参加などの体制を整えること。

なお、毎年恒例の APEC サミットは、経済、外交、環境、安全保障のすべての領域を網羅するアジア太平洋リーダーの会合として再定義されるのが望ましいと思われる。

積極的な多国間主義の提言

安全保障および平和構築に向けてアジア太平洋諸国の協力を深めるための日豪両国への提案は以下の通りである。

- 1) マレーシアが毎年国連総会に提出している軍縮と核不拡散における多国間主義を促進する法案を支持すること。（2004 年に、125 カ国がこれに賛成の投票をし、49 カ国が棄権し、9 カ国のみが反対した。通常、日本とオーストラリアは反対している）。
- 2) マレーシアとコスタリカによって 2005 年の核不拡散条約 (NPT) 再検討会議で提案された核兵器削減のための段階的かつ包括的手法を盛り込んだ案を、両国と共に推進していくこと。
- 3) 国境を越えた、また紛争で敵対する当事者間の人的交流を推進し、特に軍縮と核不拡散のための市民社会の関与を奨励し、その教育を支援すること。
- 4) アジア太平洋地域の軍縮会合の一過程として、軍縮の世界的な住民投票を組織するためにマレーシアと協力すること。
- 5) 非核地帯を設置すること。特に東北アジア、中央アジア、中東、中央ヨーロッパでは、これは優先事項である。（注：非核地帯の設置は、核兵器不使用の保障となる唯一のメカニズムだと核保有国は言っている。）
- 6) 非核地帯の協力的メカニズムを強化すること。非国家アクターによる核兵器や核資源の獲得を防ぐ措置をとること。（注：このようなメカニズムの強化は国連から大きな支援を得るだろう。）

6. 市民社会—重要なパートナー

将来の世代を育てるために、覇権によってではなく、地域住民と国際社会の共同の努力によって生み出された民主主義的で平和な世界の姿を人々に提唱することが何よりも必要である。

— 竹中千春

市民社会とは、行政の部門でもなく、利益追求を目的とする市場とも異なるすべての集団を指す言葉である。アジア太平洋地域の将来を再構築する際に、国民的・地域的な市民社会のネットワークは、国家と国家、国民と国民を結ぶ新しい関係の中心にあり、これからのアジア太平洋地域の体制の構築にきわめて重要な役割を果たす。

市民社会は地域政治の平和的秩序を建設するための強いインセンティブを持っている。市民社会の多くのグループが、地域の平和を考え、建設しようと奮闘している。アジア太平洋の諸文化圏と諸国民の中では、経済的グローバリゼーションが容赦なく人間の絶え間ない往来を引き起こし、そのために地域の諸民族の間に、あらゆるレベルのふれあいが増えている。現在、無数の市民社会の絆によって地域の機関的・組織的な交流に加えて、個人レベルや社交レベルの交流が豊富になっている。

市民グループとは、以下のものを含む。

- ・ 手工業技術者のギルド、労働組合、専門家集団
- ・ 運動グループ、慈善的集団
- ・ 先住民族のネットワーク
- ・ 婦人グループ
- ・ 民族的、宗教的共同体の代表
- ・ 文化的集団
- ・ 研究所や教育機関の学者や専門家
- ・ 娯楽等を目的とする集団

これらの集団に顕著なのは、国家と共に行動するとは言え、独立して機能する公共のスペースをもっているということである。

市民社会の運動は、国家の民主化を映す鏡である。その役目は、行政の一方的な管理体制を補うものであり、また一方的な管理体制や不当な圧力に抵抗するものでもある。このことは、台湾、韓国、中国、フィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシアのどこでも同様に言える。

市民社会：人権保護の成果

アジア太平洋において、一般市民による政治的な行動がすでに成果を上げている。

- ・ 「ピープル・パワー（人民の力）」によってマルコス政権が倒れ、1987年にフィリピンは新憲法を採用した。憲法に盛り込まれた権利の包括的法案を守るために、必要な権限を持つ新しい人権委員会が設置された。
- ・ マレーシアでは、人権委員会が1999年に設立された。これは、アンワル・イブラヒム副首相の裁判に付随する政治的状況の変化に対するものであった。
- ・ 市民社会の圧力により、1990年代に一部のASEAN諸国が国際的な人権条約を批准した。

人間の安全保障へ

人間の安全保障の慢性的な欠如がアジア太平洋地域で蔓延している。対テロ戦争は、文化的排外主義の傾向が強まるきっかけになっている。そのため、人間の安全保障の欠如が一層深刻な問題になっている。

－羽後静子

今日、安全保障とは、「共同体と個人を国内的暴力から守る」ことを含むものとして理解されてきている。さらに、核兵器などの大量破壊兵器が依然として人類に危険を及ぼしていることが安全保障の重要な課題だと強く認識されている。アジア太平洋地域とその文化的・政治的環境を考える上で、安全保障のこれらの側面は重要である。

国連発展計画（UNDP）の報告書によると、人間の安全保障には二つの重要な領域がある。それは、脅威からの自由と、欠乏からの自由の二つで

ある。同報告書は人間の安全保障が危険に晒されている七つの領域を指摘している。それは、経済、食糧、健康、環境、および個人レベルの、地域共同体の、そして政治レベルの安全保障である。

市民社会のための声：トラック 2、3 の外交

外交には三つのトラックがありうる。トラック 1 とは政府間の公式外交であり、トラック 2 は主にトラック 1 の外交に携わる人々の非公式の交流である。トラック 3 は市民社会のレベルの交流を指す。

トラック 1 が「最悪のシナリオ」という考えをもって脅威を想定することを第一に考える傾向があるのに対して、「人的関係の非公式チャンネル」と定義されるトラック 2 の外交はむしろ、実質的・仮想的紛争は善意と理性および人類共通の人間性に訴えることによって解決もしくは緩和されると考える。それゆえトラック 2 の外交は、平和の基盤を設けるために重要

市民社会からのいくつかの要望

- 各国の政府が人間の安全保障の原則を明白に適用すること。
- グローバルな、そして地域的な公共利益が国益の中心であることが外交レベルで認識されること。これはグローバルな環境破壊と広域にわたる社会的格差の解決に必須である。
- アジア太平洋の国家と市民社会がジェンダー、文化の多様性に配慮した視点、そして社会の周縁にいる人々との連帯を踏まえたプロセスで政策を検討し、採択する過程を育てること。
- 平和的共存、平等、そして相互利益が外交政策の基盤をなす原則とされること。
- アジア太平洋の共同体が、バンドン会議の精神を再発見し、反植民地主義、反人種主義、多文化主義の原則を採択すること。
- 安全保障のパラダイムにおいては、その場しのぎの対策から予防の効果を持つ長期的な対策へ、そして武力行使から平和維持、平和醸成へと本質的な変更が行われること。
- 市民社会の役割の拡張が国家および地域レベルでの、より適した政策づくりとその実施に反映されること。

な交流のレベルであるとみなされている。

トラック 3 の外交とは市民社会のレベルの交流である。つまり、権力の中心に位置しない人々や共同体を代表する NGO やトランスナショナルなネットワークなどによる交流を指すのである。

トラック 2、トラック 3 の外交的チャンネルは、アジア太平洋地域で急

紛争解決のために働く市民社会

「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(GPPAC) は、国連のアナン事務総長の呼びかけに応じて発足し紛争解決における市民社会の役割を強化するために設けられた NGO による世界規模のプロジェクトである。東京で開かれた GPPAC の東北アジア地域会議(2005 年 2 月)では、ソウル、北京、上海、香港、台北、ウラジオストック、ウランバートル、日本から 55 の NGO の代表者や研究者たちが集った。

GPPAC の提言

ここで作られた「地域的活動のための課題」では、東北アジア地域の政府や国連、市民社会によって実行されるべき 150 以上の政策課題を含んでいる。

- ・ 朝鮮半島の核兵器の危機の平和的解決。
- ・ 台湾海峡兩岸の対話促進と信頼醸成。
- ・ 東北アジアの災害防止救助隊の創設。

速に発展している。現在では地域的な会議やサミットと並行して、大きな NGO の集会在必ず行われている。

市民社会の活動は、貧困と社会的疎外を緩和し、女性の力を高め、児童を守り、高齢化人口の問題に対処し、障害者を社会の中心に結集し、薬物乱用、HIV/AIDS、移民や環境汚染などの分野で、近代化政策や偏った経済の発展によって受けた被害を救済する、

という重要な役割を果たしている。さらに、市民社会のネットワークは、支配的な国家とグローバル化した市場経済に好まれる開発モデルに効果的に抗議することができる。実際に改善を効果的な形で呼びかけた例もある。

市民社会は、政府の決定を監視し、透明性と説明責任を促進することによって、人間の尊厳と民主主義を基盤とする平和という二つの規範を強化する役目も持っている。

トラック2の主要な地域的機関

アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)
 太平洋経済協力会議 (PECC)
 APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC)
 東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT)
 東アジア共同体評議会 (CEAC)
 アジア協力対話 (ACD)
 ASEAN 戦略国際問題研究所連合 (ASEAN-ISIS)

トラック3の主要な地域的機関

Third World Network
 Focus on the Global South
 International Movement for a Just World
 Asia Pacific Research Network
 Centre for Asia-Pacific Women in Politics
 Asian Human Rights Commission
 Asia Monitor Resource Centre

日豪両国の政府および市民社会への提案

- 1) トラック2の役割が持つ有用性と正当性について地域の政策決定者が明白に理解するよう働きかけること。
- 2) 国家レベルおよび市民社会レベルで、トラック2およびトラック3のためのインフラストラクチャーの成立を支援し、促進すること。
- 3) トラック1の政策決定を監視し、評価し、それに影響を与えるための新しい地域的構造と方法を整備すること。
- 4) 市民社会の思想、提案、活動に対するメディアの一層の関心を推進し、より豊富な報道を奨励すること。
- 5) 人間を中心に据えた、透明性のある民主的かつ参加型の政治プロセスを提唱すること。
- 6) 文化間の交流と協力を目指すために、訓練やアドバイスを提供できる独立した研究機関を創設すること。

著者

ミカーリス・マイケル

ラトロブ大学社会科学部政治プログラム研究員

ラリー・マーシャル

ラトロブ大学社会科学部政治プログラム研究員

マイケル・T・シーゲル

南山大学総合政策学部助教授

南山大学社会倫理研究所第一種研究所員

訳者

中野涼子 (南山大学非常勤講師)

ワークショップの他の成果文献

本報告書の姉妹書

Michális Michael, Larry Marshall, *Securing the Region Post-September 11*. Politics Program, School of Social Sciences, Latrobe University, 2005.

ワークショップの論文集

「アジア太平洋と欧米の狭間一岐路に立つ日本とオーストラリア」(仮題) は 2006 年 9 月、国際書院から出版される予定。

詳細は南山大学社会倫理研究所へお問い合わせください。

アジア太平洋の安全保障ー 9.11 事件以降 2006 年 3 月 20 日

著者	ミカーリス・マイケル、ラリー・マーシャル、 マイケル・シーゲル
訳者	中野涼子
発行人	南山大学社会倫理研究所 〒 466-8673 名古屋市昭和区山里町 18 電話 (052)832-3111 Email: sharink@nanzan-u.ac.jp
印刷所	株式会社 ウェルオン
表紙デザイン	奥田太郎

日豪合同ワークショップ 2005

9.11 事件以降の世界における公平と平和を求めて

—日本とオーストラリアのためのオルターナティブを構想して—

2005 年 9 月 12 日 (月) - 15 日 (木)

主催： 南山大学社会倫理研究所 ラトローブ大学社会科学部
南山大学アジア太平洋研究センター

協賛： リンナイ株式会社 名古屋日豪ニュージーランド協会 大幸財団ほか

ワークショップ参加者

ジョセフ・カミレーリ	ラトローブ大学
川崎 哲	ピースボート
マイケル・シーゲル	南山大学社会倫理研究所
竹中千春	明治学院大学
リチャード・タンター	ノーチラス・インスティテュート
羽後静子	中部大学
マイケル・ハメル＝グリーン	ヴィクトリア大学
ムスタファ・カマル・パシャ	アメリカン大学
ニック・ビズリー	ディーキン大学
深井慈子	南山大学
アラン・ペイシェンス	パプアニューギニア大学
デズモンド・ボール	オーストラリア国立大学
チャンドラ・ムザファ	JUST: International Movement for a Just World(国際 NGO)
山口二郎	北海道大学
山田哲也	椋山女学園大学

フォーミュレイトィング・コミッティ

ミカーリス・マイケル	ラトローブ大学
ラリー・マーシャル	ラトローブ大学

NANZAN UNIVERSITY INSTITUTE FOR SOCIAL ETHICS 2006

<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/>